



岡山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岡山労働局 一般公示 第41号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岡山県の区域内で、

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

を営む使用者（この団体を含む。）は、下記「岡山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和6年9月20日

岡山労働局長 森實 久美子



記

岡山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

(1) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、以下の使用者又は団体であること。

①岡山県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和6年10月9日

(3) 推薦書の提出先

岡山労働局労働基準部賃金室 (岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎)

別紙様式

令和 年 月 日

岡山労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

岡山地方最低賃金審議会 岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会使用者代表委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職〔現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること〕	略 歴

内 諾 書

岡山労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、岡山地方最低賃金審議会 岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会使用者代表委員に任命されましたときは、就任することを内諾します。

